

加古川市家庭的保育事業等の認可等手続要綱

平成27年2月18日

福祉部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の規定による家庭的保育事業等の認可及び同条第7項の規定による家庭的保育事業等の廃止又は休止に関し、法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 法第34条の15第3項の規定による家庭的保育事業等の認可の申請は、家庭的保育事業等認可申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の申請は、施行規則に定めるもののほか法、加古川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号。以下「条例」という。）及び加古川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成27年規則第2号）その他関係法令に適合することを証する書類を添えて行わなければならない。この場合において、添付すべき書類は、申請に係る家庭的保育事業等の類型に応じて、別に定める。

3 家庭的保育事業等を開始しようとする者は、第1項の申請に先立ち、当該申請しようとする家庭的保育事業等の種類、定員等について市長に協議しなければならない。

(認可の決定)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、実地調査を行い、認可の可否を決定するものとする。

2 市長は、認可の可否を決定するに当たっては、法第34条の15第4項の規定により児童の保護者その他児童福祉に係る当事者から意見を聴かななければならない。この

場合において、意見を聴く者、内容、方法その他必要な事項は、別に定める。

(決定の通知)

第4条 市長は、前条第1項の規定により認可の可否を決定したときは、当該申請に係る家庭的保育事業を認可する場合にあっては家庭的保育事業等認可書（様式第2号）により、認可しない場合にあっては家庭的保育事業等認可不承認通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(認可の条件)

第5条 市長は、認可を決定する場合において、条例第4条に規定する最低基準の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(認可内容の変更)

第6条 家庭的保育事業等の認可を受けた者は、当該認可を受けた事項について変更が生じたとき（施行規則第36条の36第1項第2号及び第3号に掲げる事項並びに経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員にあっては、当該認可を受けた事項について変更しようとするとき）は、家庭的保育事業等認可事項変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(家庭的保育事業等の廃止又は休止)

第7条 法第34条の15第7項の規定による承認の申請は、家庭的保育事業等廃止（休止）承認申請書（様式第5号）によるものとする。

2 家庭的保育事業等を廃止又は休止しようとする者は、廃止又は休止をしようとする日の6月前までに、家庭的保育事業等の廃止又は休止について市長に協議しなければならない。

(承認の可否の通知)

第8条 市長は、前条の規定により家庭的保育事業等の廃止又は休止を承認する場合にあっては家庭的保育事業等廃止（休止）承認通知書（様式第6号）により、承認しない場合にあっては家庭的保育事業等廃止（休止）不承認通知書（様式第7号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(標準処理期間)

第9条 家庭的保育事業等の認可に関する標準処理期間は、第2条の規定による申請

があった日からおおむね20日以内とする。

- 2 家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認に関する標準処理期間は、第7条の規定による廃止又は休止に関する申請があった日からおおむね20日以内とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、家庭的保育事業等の認可等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日（以下「整備法施行日」という。）の前日までに限り、第1条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則」とあるのは「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第17号）による改正後の児童福祉法施行規則」とする。
- 3 整備法施行日の前日までに行う第2条の申請は、様式第1号により行うものとする。この場合において、市長は、様式第1号中「児童福祉法」とあるのは「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条による改正後の児童福祉法」と読み替えて、第3条の認可の可否を決定するものとする。